

公募型プロポーザルの実施について

射水市保育園等給食調理業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年9月29日

射水市長 夏 野 元 志

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

射水市保育園等給食調理業務

(2) 施行場所等

	施行場所名	面積	調理室	令和9年度 給食業務実施予定	
				食数/日	回数/年
A	射水市立片口保育園	1 1 5 m ²	ドライ	1 4 0	2 4 3
B	射水市立大門きらら保育園	1 5 6 m ²	ドライ	3 1 0	2 4 3
C	射水市立塚原保育園	5 6 m ²	ドライ	1 3 0	2 4 3
D	射水市立大門わかば幼稚園	1 6 4 m ²	ドライ	1 0 0	2 4 3

※令和10年度・11年度は食数変動する可能性があります。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

(5) 契約限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

A	射水市立片口保育園給食調理業務	59,970,000円 (うち消費税 5,451,000円)
B	射水市立大門きらら保育園給食調理業務	103,650,000円 (うち消費税9,421,000円)
C	射水市立塚原保育園給食調理業務	60,120,000円 (うち消費税 5,465,000円)
D	射水市立大門わかば幼稚園給食調理業務	47,490,000円 (うち消費税 4,317,000円)

2 参加資格

次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制

限期間中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (4) 本件の公募開始日から過去2年間に於いて、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 射水市の競争入札参加資格者名簿のうち、学校給食等の部門に登載されている者であること。
- (8) 公告日から契約締結までの間、射水市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 保育園給食の趣旨を十分理解し、その円滑な実施に協力でき、富山県内に本社、支社、営業所又は事業所を持っている者であること。
- (10) 公告日から起算して過去3年間、給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (11) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）に基づいた衛生管理体制を確立し、3年以上給食業務を行った実績を有する者であること。
- (12) 集団給食施設において、2年以上の業務経験を有する正規職員のうち、管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者を業務責任者（常勤従事者）として配置することができる者であること。なお、業務責任者として調理師の資格を有する者を配置する場合は、調理従事者の中に管理栄養士又は栄養士の資格を有する者を1名以上配置すること。
- (13) 経営状況が正常かつ良好であり、安定して集団給食業務を継続できる経営規模を有し、万一の事故発生に備えて、賠償責任保険に加入している者であること。
- (14) 契約の締結時に於いて、市が認める保育園給食調理業務の実績のある履行保証人を確保できる者であること。

3 実施スケジュール

- (1) 現地見学会・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年 10月13日（火）
- (2) 仕様書等に関する質問の受付期限・・・・・・・・令和8年 10月16日（金）
- (3) 仕様書等に関する質問の回答期限・・・・・・・・令和8年 10月23日（金）
- (4) 申請書類の提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年 11月 2日（月）
- (5) 第1次審査（書類審査）の結果通知・・・・・・・・令和8年 11月 6日（金）
- (6) 第2次審査（プレゼンテーション等審査）・・・・令和8年 11月16日（月）
- (7) 第2次審査の結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年 11月下旬
- (8) 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年 12月中旬頃を予定

4 申請書類

申請書類は、参加する業務別に作成するものとする。

- (1) 参加申請書（様式1）
- (2) 事業者概要調書（様式2）
- (3) 給食調理業務実績書（様式3）
- (4) 見積書（様式4）、見積内訳書（参考様式4-1、4-2、4-3、4-4）

見積書記載金額は、1（4）記載の委託期間（3年間）の合計金額とし、1（5）記載の契約限度額の範囲内とすること。また、見積書記載金額の算出基礎資料として、1年間分の見積内訳書（参考様式4-1、4-2、4-3、4-4）も併せて提出すること。

- (5) 提案書（任意様式）

次に掲げる事項について、別紙「選考基準」を踏まえた提案を行うこと。

- ア 保育園等給食に対する考え方
- イ 調理業務実施計画書
- ウ 組織及び配置体制（配置予定職員等名簿）
- エ 保育園等調理経験
- オ 衛生管理体制（衛生講習予定及び実績表の添付）
- カ アレルギー食、宗教食対応

- (6) その他（任意様式・複写可）

- ア 直近2事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- イ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- ウ 会社の概要等が分かるパンフレット類

5 申請書類の提出

- (1) 提出期限

3（4）のとおり

- (2) 提出部数

A4縦型フラットファイルに綴じたものを12部（正1部、副11部）提出すること。

ただし、4（6）は、1部（正1部）のみの提出とする。

- (3) 提出先（担当部署）

射水市 こども家庭部 子育て支援課（射水市役所庁舎2階）

射水市新開発410番地1

電話 0766-51-6629

電子メール kosodate@city.imizu.lg.jp

- (4) 提出方法

持参

6 仕様書等に関する質問

- (1) 質問の方法

質問書（様式5）を5（3）記載の担当部署に提出すること（電子メール可）。

(2) 質問の受付期限

3 (2) のとおり

(3) 回答の方法

随時、市ホームページに掲載する。

7 選定方法

選定方法については次のとおりであり、各審査の結果は申請者（参加者）全員に対し、文書により通知する。

(1) 第1次審査（書類審査）

市は、申請書類による参加資格審査を実施し、参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

射水市保育園等給食調理業務委託の業者選考は、提案書によるプレゼンテーション及びヒアリング審査（30分程度）を実施の上、別紙「選考基準」に基づき採点する。プレゼンテーションの順番は原則として提案書の到着順とし、審査は非公開とする。

(3) 優先交渉権者の決定

射水市保育園等給食調理業務委託の業者選考は、各園別に第2次審査における各選考者の得点の合計が最も高い申請者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者が同一申請者となった場合は、射水市保育園等給食調理業務に係る公募参加申請書において第1希望とした保育園の優先交渉権者とし、第2希望とした保育園については次に得点の高い申請者を優先交渉権者とする。ただし、同一事業者が2園以上を委託することが望ましいと判断した場合は、この限りでない。

参加者が一社の場合、最低基準点数（総合評価点の60%以上）を満たす申請者を優先交渉者とする。

市は、優先交渉権者と契約締結交渉を行うが、契約の締結までに優先交渉権者が2記載の参加資格を満たさなくなった場合や辞退した場合、又は優先交渉権者と契約に至らない場合は、得点の高い事業者の順に契約締結交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

8 契約の締結

(1) 契約の締結にあたっては、提案書による仕様の変更等を行う場合があるので、契約書、仕様書等について、受注者と別途協議する。ただし、契約金額は、4 (4) 記載の見積金額の範囲内とする。

(2) 受注者は、契約の締結時において委託金額のうち令和9年度分に相当する額の10分の1以上の額を契約保証金として納付すること。

(3) 契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

9 現地見学会

(1) 実施日時 (予定)

令和8年10月13日(火)	① 14時15分～ 射水市立大門わかば幼稚園 ② 15時00分～ 射水市立大門きらら保育園 ③ 15時45分～ 射水市立塚原保育園 ④ 16時30分～ 射水市立片口保育園
---------------	--

※他の日時、時間帯を希望される場合は子育て支援課へ事前に連絡を行うこと。

(2) 集合場所

各園の玄関前

(3) 申込方法

法人名、参加人数及び参加者氏名を射水市子育て支援課へ電子メールにより報告(様式は任意)

(4) 申込期限

令和8年10月8日(木)の正午まで

(5) その他

調理室へ入る者は、当日直近1か月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌O157)、清潔な服装(白衣、帽子、マスク、履き物)を持参すること。

10 その他

- (1) 本公募への参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期限後の内容の変更、追加又は再提出は認めない。
- (5) 選考結果等についての不服及び異議申立ては認めない。
- (6) 支払いは毎翌月払とする(全36回払)

11 問合せ先

射水市 こども家庭部 子育て支援課 保育・こども園係

〒939-0294 射水市新開発410番地1 射水市役所本庁舎2階

電話 0766-51-6629 FAX 0766-51-6660

電子メール kosodate@city.imizu.lg.jp